

IV 各分野の最新動向や現代的健康課題への対応、実践事例等

1 健康診断に関すること

(1) 児童生徒のプライバシーや心情に配慮した健康診断の実施について

児童生徒の健康診断においては、正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒のプライバシーや心情に配慮することが重要です。学校は、健康診断の実施主体として、円滑な健康診断実施のための環境整備に努める必要があります。そのために、①学校医及び検査機関と事前に相談のうえ、学校の実情や児童生徒の発達段階等に応じて実施すること ②児童生徒及び保護者の理解が得られるよう、事前に丁寧に説明を行うこと などの工夫が考えられます。

ア 学校医及び検査機関と事前に相談のうえ、学校の実情や児童生徒の発達段階等に応じて実施すること

各学校においては、学校保健計画に定期健康診断の実施や評価の時期を明記し、毎年度、学校と学校医が健康診断の方法について共通理解を図るよう取り組むことが大切です。

学校は口頭で説明を行うだけでなく、児童生徒の実態、児童生徒への事前指導や保護者への情報提供の方法など、参考となる資料を学校医に提示することも、共通理解を形成するには有効です。

また、「検査・診察時の対応及び服装についての留意点（埼玉県教育委員会・埼玉県医師会）」「学校健康診断実施上の留意点（文部科学省・日本医師会）」は、学校と学校医が健康診断について打ち合わせをする際に、共通理解を形成するために参照しながら活用することを想定して作成された資料です。これらを活用し、健康診断の実施方法や個別の配慮について相談を行ってください。



資料1

「検査・診察時の対応及び服装についての留意点」
(埼玉県教育委員会・埼玉県医師会)



資料2

「学校健康診断実施上の留意点」
(文部科学省・日本医師会)

イ 児童生徒及び保護者の理解が得られるよう、事前に丁寧に説明を行うこと

事前の説明では、検診目的や検診方法だけでなく、服装やプライバシーへの配慮について具体的な内容を示したり、写真等を用いて、脱衣が不要な下着の形状を明確に示したりするなどの工夫が考えられます。

また、個別の配慮を要する場合もあるため、相談しやすい環境づくりにも大切です。

その他、日ごろの取組みとして、学校だよりや保健だよりで学校医等の紹介を行ったり、学校医と関わる機会を積極的に設けたりするなど、児童生徒及び保護者と学校医等の関係づくりに取り組むことも大切です。資料3「保健だより（例）（埼玉県教育委員会・埼玉県医師会）」は、各学校が実態に応じて、編集し使用することが可能です。（参考：次頁 通知例）



資料3「保健だより（例）」
(埼玉県教育委員会・埼玉県医師会)

令和6年4月8日

保護者 様

〇〇学校長

内 科 検 診 に つ い て

春陽の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、学校ではお子さまが健康で安全に学校生活を送ることができるよう、学校保健安全法に基づいて毎年定期健康診断を実施しています。

その中で、特に内科検診は、問診・視診・聴診・触診とおして疾病をスクリーニングし、お子さまが安全に学校生活を送っていただくための重要な検診です。

そこで、今年度の内科検診を下記のとおり実施いたしますので、内容についてご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 内科検診の目的
定期健康診断における内科検診は、風邪などの症状に対する診察とは異なり、問診・視診・聴診・触診とおして、心臓や肺、皮膚のほか、栄養状態や腎臓、運動器などを幅広く診察することで、疾病や異常を早期に発見することを目的としています。

2 日時 令和6年5月 9日（木）13：15～ 1・2・3年生
6月20日（木）13：15～ 4・5・6年生と1・2・3年生の前回未受診児童

3 内科検診によって発見される異常や疾病の例

肥満・やせ
貧血
バセドウ病
心臓病・不整脈
アトピー性皮膚炎



眼毛症
いぼ・疥癬
にきび・母斑
腎臓病・わん症

4 検診方法

【問診】健康診断調査票などをもとに、必要に応じて健康状態の確認を行います。

【視診】皮膚の状態や腎臓病・わん症、胸郭の疾病等の異常の有無について、必要に応じて全身を確認します。

【聴診】右側の場所等に聴診器を当て、心音や呼吸音を確認します。

【触診】必要に応じて、背骨の湾曲や肩の高さ、皮膚の硬さ、甲状腺の腫れ方などを確認します。

聴診器を当てる場所の例



5 プライバシー等への配慮

【検診時の服装】・男女とも体操着（上）と体操着（下）を着用します。
・胸部への聴診を体操着の上から行うため、また、背中部の視診のため、上半身の下着は、診察前に脱いでおきます。
・背中部の聴診やその他必要に応じて聴診や触診が必要な場合は、女性教職員が体操着を持ち上げます。

【検診時の配慮】・学校医による診察の直前まで、不必要な露出を避けるよう配慮します。また、診察時は必要に応じて体操着等や下着を持ち上げるなど、介添いの養護教諭等が補助を行います。
・個別の検診スペースを確保し、周囲から見えないよう配慮します。また、距離を確保し検診時の会話などが周囲に聞こえないよう配慮します。
・養護教諭等が記録及び補助として付き添い、相談しやすい雰囲気づくりに努めます。

6 内科検診以外の検診について

【心臓・聴診】心電図の機器を正しい位置に装着するため、装着時は、教員や検査技師等が、体操着等の上を持ち上げます。

【運動器検診】健康診断調査票等の情報を参考に、診察時は、必要に応じて脱衣で行います。

7 その他

・内科検診の当日、お子さんが欠席した場合は、学校医と調整のうえ、他学年の検診日等に合わせ実施いたします。

・検診方法等について、ご不明な点や不安に感じることがありましたら、下記の問い合わせ先にご相談ください。

担当 〇〇

- ①健康診断は、法に基づき実施していることや、「風邪などの症状に対して診察とは異なり」と分かりやすい伝え方で、検診方法や目的を示している。
- ②イラストの活用
- ③検診項目と各検診項目の検査方法を説明している。
- ④検診時の服装や脱衣の必要な場面での対応について明記している。
- ⑤「学校医による診察の直前まで、不必要な露出を避けるよう配慮する」など、具体的にプライバシーへの配慮の方法を説明している。
- ⑥内科検診の他、心電図検査、運動器検診など、他の脱衣を伴う診察・検査についても説明している。
- ⑦欠席した場合の対応について明記している。
- ⑧担当、問い合わせ先を明記している。

（２）健康診断における月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について

思春期女子に対する婦人科的診察は必須検査項目ではありませんが、所見を有する児童生徒を的確に把握し、健康相談や保健指導を実施したりすることは重要です。

■産婦人科医への相談基準

陰 毛：13歳以上で全く「なし」

乳房のふくらみ：7歳未満で「ある」

初経の時期：15歳になっても月経が一度もないと原発無月経の可能性（専門医への受診を勧める）

月 計 周 期：3か月以上月経が来ないと続発無月経の可能性（専門医への受診を勧める）

月経痛と月経随伴症状：繰り返し腹痛、頭痛、嘔気・嘔吐などの症状が強く、授業を受けることが困難な場合は月経困難症等の可能性、月経開始の3～10日前からイライラや憂鬱、下腹痛や頭痛、むくみ、食欲の亢進や傾眠等の多彩な精神的・身体的症状が出現し、月経開始とともに減退する場合は月経前症候群の可能性（専門医への受診を勧告）

（参考：児童生徒の健康診断マニュアル平成27年度改訂（公益財団法人日本学校保健会））

（３）色覚の検査について

学校における色覚の検査は、平成 15 年から希望者に対して個別に実施するものとなっています。児童生徒が自身の色覚の特性を知らないまま卒業を迎え就業規制に直面する事態などを避けるため、各学校においては、以下の 2 点について留意することが大切です。

- ①健康相談で行う色覚検査について、学校において無料で相談や検査ができることを児童生徒及び保護者に周知すること。
- ②教職員が、色覚に関する正確な知識を持ち、学習指導、生徒指導、進路指導等において配慮を行うとともに、適切な指導を行うよう啓発すること。

参考：学校における色覚に関する資料（H28.3 公益財団法人日本学校保健会）

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/196>

（４）事後措置について

ア 歯科

- （ア）歯科健康診断の結果、特に歯列・咬合の異常について通知する際には、検査結果のみではなく、検査結果の意味や関連する情報を含めるなど、本人・保護者が検査結果を踏まえて適切に対処できるよう工夫することが大切です。
- （イ）歯科健康診断結果の通知に伴い、児童生徒が専門医を受診する場合は、受診の前に学校歯科医が健康診断の検査結果をもとに必要な児童生徒・保護者に対して個別の健康相談等を実施し、児童生徒やその保護者へ想定される一般的な治療や費用等必要な情報の提供について配慮するよう努めることが大切です。

特に、「歯列・咬合」について「２」（専門医（歯科医師）による診断が必要）の結果を通知する場合、診療に係る費用が高額となる場合があります。児童生徒本人や保護者が、受診した際、予期せず負担を強いられることが生じないように注意することが必要です。

これら事後措置等への対応を円滑に行うためには、日ごろから学校と学校歯科医を含めた地域の歯科医療機関との連携が重要です。健康診断の計画・立案時などに確認を行うなど学校歯科医と共通理解するようにしてください。

イ 健康診断の結果、心身に疾病又は異常が認められず、健康と認められる児童生徒についても、事後措置として健康診断の結果を通知し、当該児童生徒の健康の保持増進に役立ててください。

参考通知・参考資料

R6.9.26 付け【教保体第 1066-1、1066-2 号】学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項について

R6.2.26 付け【教保体第 1725-1、1725-2 号】児童生徒等の健康診断時における配慮について

R4.4.4 付け【事務連絡】学校歯科健康診断における歯列・咬合の検査について

H26.5.23 付け【教保体第 332 号】学校保健安全法施行規則の一部改正等について（通知）

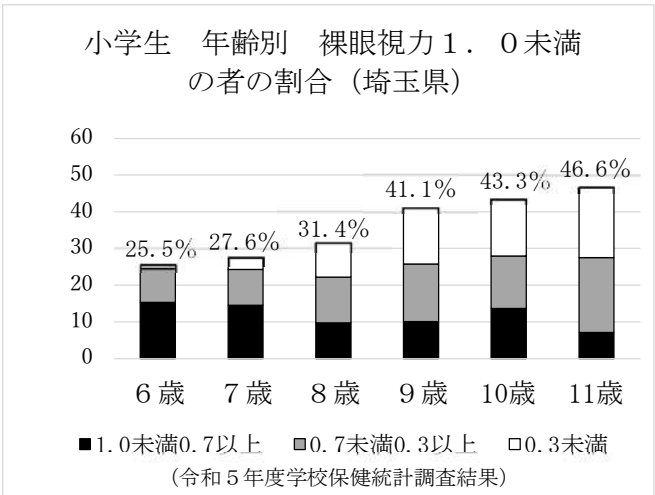
「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成 27 年度改訂」（H27.8.25 公益財団法人日本学校保健会）

2 目の健康に関すること

(1) 目の健康に関する実態

「裸眼視力 1.0 未満」の小学生の割合は 36.0% となり、過去の数値と単純比較はできないものの、県別の集計が可能となった平成 18 年度以降、最多となりました。年齢別に見ると、6 歳（小学校 1 年生）では約 4 人に 1 人(25.5%)、11 歳（小学校 6 年生）では半数近く(46.6%)が裸眼視力 1.0 未満になっています。

また、「裸眼視力 0.3 未満」の割合は、学年が上がるとともに増加し、6 歳（小学校 1 年生）の 1.0% に比べ 11 歳（小学校 6 年生）では 19.2% と、18.2 ポイント高くなっています。



(2) 視力低下の要因と対策

<視力低下の要因>

裸眼視力 1.0 未満の子供の全てが近視であるとは限りませんが、そのうち、約 8～9 割は近視であることが指摘されています。近視は、遺伝要因と環境要因の両方が関係すると言われていますが、近年の近視の増加は、環境による影響が大きいと考えられています。環境要因として、屋外で過ごす時間の減少や近業（近い所を見る作業）の増加等が指摘されています。

<視力低下への対策>

上記のことから「屋外で過ごすことを増やす」「できる限り、近い所を見る作業を短くする」などの対策が考えられます。

①学校生活における対策

「タブレットを使うときの 5 つの約束」などを活用した ICT 機器の適切な使用に関する指導や、屋外活動の推進など、学校生活全体を通じた指導に取り組みます。

②家庭との連携

- ・定期健康診断結果を通知する際など、児童生徒の健康状態を踏まえ、健康相談・保健指導を行う。
- ・県ホームページ「目の健康を守るために」や文部科学省作成の資料などを活用し、学校だよりや保健だよりを通じて、情報提供し、啓発に取り組む。
- ・保護者が学校に集まる機会（保護者会や学校保健委員会）などの機会を捉え、「健康に留意した ICT 機器の適切な使用」などをテーマに、目の健康に関する生活習慣について、児童生徒と保護者が一緒に考える機会を作る。



近視について解説した資料（文部科学省）



タブレットを使うときの 5 つの約束（文部科学省）



啓発資料「健康に留意した ICT 機器の適切な使用について」（埼玉県教育委員会）

参考通知

R6. 8. 16 付け【保体課・事務連絡】「子供の目の健康を守るための啓発資料について」

R7. 3. 24 付け【教保体第 1822 号】健康に留意した ICT 機器の適切な使用に関する啓発資料について

3 生命（いのち）の安全教育

（１）性犯罪・性暴力対策の強化の方針

国は、これまでの性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和２年度～４年度）による取組を継続・強化するため、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和５年３月）を決定し、令和５年度～７年度を「更なる集中強化期間」と位置付け、取組を継続・強化することとした。

（２）生命（いのち）の安全教育

文部科学省では「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を踏まえ、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、令和５年度より全国展開している。

ア 指導の手引き・教材について（文部科学省）

（ア）指導の手引き

各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等が示されている。

（イ）スライド教材・動画教材

児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて活用することが可能である。また、教材の内容については各学校や地域の状況等に応じて、適宜内容の加除や改変を行った上での使用も可能である。



イ 実践事例集について

幼稚園・保育園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の多様な事例が、全体計画、目標、学習指導要領等との関連箇所、授業展開例、指導上の留意点等の構成によりまとめられている。



（３）埼玉県における「生命（いのち）の安全教育」の取組

第４期埼玉県教育振興基本計画の「目標Ⅱ・豊かな心の育成」における施策８「人権を尊重した教育の推進」の主な取組「子供を性暴力の当事者にならないための教育の推進」に位置付けられている。

子供を性暴力の当事者にならないための教育の推進

- 子供たちが性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう生命の尊さを学ぶ取組を通して、一人一人を尊重することができる児童生徒の豊かな人権感覚を育みます。
- 児童生徒が性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようになるために、学習指導要領*に基づき、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導に取り組みます。



「性に関する指導」と「人権教育」がより一体的に行われるようにすることで、「生命（いのち）の安全教育」を積極的に推進する。その際、文部科学省の教材等も各学校等の実態に合わせて活用していく。

第２章
施策の展開
より一部抜粋

参考資料・参考通知

- ・性犯罪・性暴力対策の強化について（文部科学省 HP）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html
→ 実践事例集、参考事例集も掲載されている。
- ・いのちの生命の安全教育（文部科学省 HP）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html
→ 指導の手引き、スライド教材、動画教材、動画教材活用の手引き、動画を使用した授業展開例が掲載されている。

緊急時医薬品投与に関する校内研修資料集

学校において、アナフィラキシー発症時の自己注射液（エピペン®）、てんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）、重度の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（バクスミー®）の使用において、学校が適切に対応するためには、医療機関等と連携し、校内研修を実施するなどによって、疾病や組織的対応について理解を深めることが重要です。

そこで、埼玉県学校保健会では、各学校が校内研修を行う際に使用できる「緊急時医薬品投与に関する校内研修資料集」を作成しました。以下に、各資料の内容や活用方法を示しましたので、各学校の実態に応じて、御活用ください。

①はじめに PDF 各資料の内容や活用方法について説明しています。	②研修スライド PPT 各学校の実態に応じて、校内研修資料を作成することができます。	③動画 MP3 youtube 限定動画配信でも視聴可 アレルギー てんかん 糖尿病
④事前・事後チェックリスト word 研修前後の活用で、研修目的の共有や研修成果の把握ができます。	⑤FAQ PDF 各疾患や医薬品について、よくある質問と回答をまとめています。	⑥シミュレーション研修 PDF シミュレーション研修の方法や必要な資料をまとめています。



資料は DVD にて、各学校 1 部ずつ配布しています。

アンケートのお願い

今後、資料見直しの参考とするため、右 QR コードあるいは、下記 URL からアンケートの回答に御協力をお願いします。

(1)対象： 資料を活用して研修を行った学校(1回の研修会につき、1回答してください)

(2)回答期間： 令和7年4月～令和8年12月

<https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerDetail.initDisplay?tempSeq=84858&accessFrom=>



4 文部科学省「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」

文部科学省は、学校保健安全法に基づき策定された「第3次学校安全の推進に関する計画（令和4年3月25日閣議決定）」を踏まえた、各学校における安全教育や安全管理に関する取組について調査を行った。（令和5年度実績）

調査結果を基に、全国平均と埼玉県平均を比較し、良い点や改善点について取りまとめたので、各校での学校安全体制の推進に活用していただきたい。

I 調査対象

県内公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園
（さいたま市を除く）【計1,267校】

II 結果の主な概要

全国平均と比較し、5ポイント以上の増減があったものを抽出している。

（+5%以上の場合はグレー、－5%以上の場合は白抜き文字で標記）

（1）学校安全の位置付けについて

多くの学校で、学校経営に「学校安全」を明確に位置付けているとともに、学校評価において「学校安全」に関する項目を扱い、学校安全体制の見直しを行っている。

- 学校経営に「学校安全」を明確に位置付けている学校
- 学校評価において「学校安全」に関する項目を扱っている学校

埼玉県	全 国
99.4%	98.7%
97.3%	90.5%

（2）学校安全計画について

全ての学校で「学校安全計画」を策定し、学校安全に計画的に取り組んでいる。
また、安全教育の内容を保護者や地域住民に周知し、地域で課題を共有している。

- 学校安全計画や安全教育等の周知対象

	保護者	地域住民	関係機関	その他
埼玉県	77.0%	41.8%	53.9%	2.5%
全 国	64.7%	34.6%	55.3%	2.5%

（3）学校安全に関する教職員研修について

「学校安全計画」を基に、学校安全に関する多様な研修を実施している。

- 学校安全計画に、教職員の研修について盛り込んでいる学校

	生活安全	災害安全	交通安全	サイバーセキュリティ	性犯罪、性暴力防止
埼玉県	90.8%	80.6%	77.1%	52.6%	34.1%
全 国	81.8%	75.2%	61.4%	48.4%	28.7%

● 教育活動中の児童生徒の重大事故を想定した職員向けの訓練を実施している学校

	突然倒れた 際の応急手 当	アフィリキンショ ックに関する 研修	消防等へ の通報訓 練	保護者対応 に関する研 修	その他
埼玉県	93.1%	46.6%	52.1%	14.3%	0.3%
全 国	84.7%	40.5%	50.2%	14.1%	0.5%

(4) 学校安全を推進するための組織について

多くの学校で校務分掌に「安全主任」を設け、学校安全推進の中核を担っている。

● 学校安全推進の中核となる教員

	安全主任	主幹教諭	教務主任	生徒指導 主事	保健主事	養護教諭	その他 教員	事務職員 他
埼玉県	87.5%	13.8%	15.5%	27.5%	19.0%	24.2%	7.2%	4.4%
全 国	61.2%	12.9%	14.7%	39.0%	25.7%	33.2%	19.4%	5.1%

(5) 登下校の安全について

全国と比較し、通学路及びスクールゾーンを設定し、登下校に関する安全管理を行っている学校が多い。また、教職員及び児童生徒が自らの視点で通学路の安全点検を行っている学校が多い。

一方、警察や道路担当課等の関係機関と連携した点検方法を工夫する必要がある。埼玉県では、5年に1度、学校、警察、道路担当課が一体となって「通学路総点検」を実施している。次回の「通学路総点検」でより関係機関と連携した点検を実施する必要がある。

- 通学路を設定している学校
- スクールゾーンを設定している学校
- 通学路の安全点検の実施者

埼玉県	全 国
86.6%	78.7%
46.6%	32.9%

	児童生徒	保護者 地域住民	教育委員 会	警察署員	道路管理 者	有識者	教職員	その他
埼玉県	40.0%	78.9%	24.3%	10.2%	5.8%	0.6%	97.4%	1.0%
全 国	29.2%	76.7%	37.9%	31.3%	18.4%	2.9%	91.9%	1.4%

(6) 地域の災害リスクに合わせた訓練について

浸水想定区域または、土砂災害想定区域内に所在している学校では、「危機管理マニュアル」に被害を想定した内容を記載している。

一方、マニュアルに記載した、浸水または土砂災害を想定した訓練を実施している学校は半数程度で、地域の特性に応じた避難訓練を実施することが求められる。

- 大雨や洪水等の浸水想定区域内に所在する学校 【埼玉県603校/全国11966校】

埼玉県	全 国
96.0%	85.6%
45.3%	62.8%

- 浸水を想定した危機管理マニュアルを作成している学校(603校中)

- 浸水を想定した避難訓練を実施している学校 (603校中)

- 土砂災害想定区域内に所在する学校 【埼玉県55校/全国6209校】

埼玉県	全 国
90.9%	80.8%
49.1%	58.5%

- 土砂災害を想定した危機管理マニュアルを作成している学校(55校中)

- 土砂災害を想定した避難訓練を実施している学校(88校中)

(7) 災害時の児童生徒の留め置きについて

授業中に大規模災害が発生した場合、児童生徒を学校に留め置くことが想定されるが、保護者に引き渡すまでの間の備蓄品が用意されている学校が多い。
また、多くの学校で保護者と引渡し方法についての手順を決めている。

- 児童生徒が学校に待機することを想定して備蓄している物品
(自治体が用意したものも含む)

	飲料水 食糧	救急用品	ライト ろうそく	通信手段	防災 ラジオ	発電機	ヘルメット・ 防災頭巾	毛布・ダ ンボール ベッド	簡易 トイレ
埼玉県	84.1%	80.1%	64.6%	34.0%	41.4%	43.0%	62.4%	67.6%	57.1%
全 国	70.9%	72.7%	57.4%	27.1%	44.0%	39.2%	42.3%	54.3%	42.9%

- 児童生徒の引渡し方法や待機方法について、保護者と手順を決めている学校

埼玉県	全国
99.0%	86.0%

(8) 自治体との連携やコミュニティ・スクールの活用について

大規模災害時に学校は避難所になるが、避難者の受け入れの対応について自治体と協議している。また、コミュニティ・スクール等の仕組みを活用し、地域全体で学校安全に取り組んでいる学校がある

- 地域住民等の避難受け入れ時の対応について、市町村の防災担当
部局や地域の自主防災組織等とあらかじめ協議している学校

埼玉県	全国
98.3%	80.8%

- 地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール等の仕組みを活用している学校の取組領域

	生活安全	災害安全	交通安全	安全点検	弾道シミュレーション等	サイバーセキュリティ	性犯罪	その他
埼玉県	65.0%	45.8%	70.2%	27.2%	6.0%	17.4%	9.1%	0.2%
全 国	58.6%	44.2%	65.5%	19.8%	4.1%	18.2%	8.3%	0.3%

指針の目的及び、改訂の趣旨

本指針は、学校及び学校の設置者が、学校における事故発生の未然防止、事故・事件が発生した際の応急手当等の対応、事故の発生原因の究明や安全対策の検証、被害児童生徒等の保護者への支援、再発防止等の適切な対応に取り組む参考になるものとして平成28年3月に作成。

このたび、**事故等の検証や再発防止、死亡事故等の発生に関する国への報告の徹底等が図られるよう具体的な方策を示し、組織的に事故の未然防止、事故発生時の適切な対応等に実効性をもって取り組めるよう改訂。**

検討体制：学校安全の専門家からなる「学校安全の推進に関する有識者会議」において検討

指針の概要 **主な改訂ポイントを赤字で記載**

1. 本指針の目的・対象・構成 (P.3)

原則として、学校の管理下（本指針では登下校中を含む）*で発生した「事故」を対象

*独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項に定める「災害共済給付」の対象となる「学校の管理下」参照

※幼稚園及び認定こども園における事故、いじめの重大事態、児童生徒等の自殺、学校給食における食物アレルギー事故事案については、一義的にそれぞれの指針等に基づいた対応となる。

2. 事故発生の未然防止 (P.5)

- 重大事故・ヒヤリハット事例の共有と活用 … 全国の重大事故や校内のヒヤリハット事例を生かす
- 各種マニュアルの策定・見直し … **学校の設置者による学校の危機管理マニュアル点検と指導・助言等**
- 教職員の危機管理に関する資質の向上 … **危機等発生時に被害を最小限にとどめる備えの観点を重視**
- 安全点検の実施、安全教育の充実 … **国で作成した「学校における安全点検要領」等を参照した取組等**

3. 事故発生に備えた事前の取組等 (P.11)

- 緊急時対応に関する事前の体制整備 … **駆けつけた教職員が組織的に対応し、誰でも取り組める体制整備**
- 保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備 … **保護者と事故発生時の対応を事前共有等**
児童生徒等の安全を確保するため、家庭、地域、関係機関等との意図的・意識的な連携や、学校運営協議会などの場を設置・活用により連携協働を進めることが重要。

4. 事故発生後の対応の流れ (P.14) — (事故発生直後からの対応の流れを示す(基本調査、詳細調査は「5調査の実施」参照)) —

【事故発生直後の取組】

- 速やかな応急手当の実施、被害児童生徒等の保護者への連絡、児童生徒等への対応
… **誰でも即座に119番通報、複数の教職員により通信指令員からの口頭指導内容を共有し対応等**

【初期対応時(事故発生直後～事故後1週間程度)の取組】

- 学校の設置者等への事故報告、支援要請 ※「報告、支援要請連絡系統図」及び「報告様式」参照
学校の設置者への報告対象(速やかに) … 学校の設置者は都道府県等担当課にも報告

- ・ **全ての「学校の管理下(本指針においては登下校中を含む)において発生した死亡事故」**
- ・ **治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故**
(**重篤な事故には、治療に要する期間が30日以上でなくても意識不明(人工呼吸器を装着、ICUに入る等)の場合や、身体の欠損(歯を含む)・身体機能の喪失を伴う事故等を含む。**)

【国への一報】※同参照

- 以下の事故は国まで一報する。(都道府県・指定都市教育委員会、国立学校の設置者及び私立・株式会社立学校の都道府県等担当課より)
・ **死亡事故及び意識不明など児童生徒等の命に関わる重大な事故**

【基本調査の実施、保護者への説明、報道機関等への公表、詳細調査の実施】

5. 調査の実施 (P.23)

《基本調査(事案発生後速やかに着手。学校が基本調査期間中に得た情報を迅速に整理)》 (P.24)

【調査対象(学校の設置者が調査の実施を判断)】

- **全ての「学校の管理下(本指針においては登下校中を含む)において発生した死亡事故」**
- **被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、学校の設置者が必要と判断した**
「**治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故**」
(**重篤な事故には、治療に要する期間が30日以上でなくても意識不明(人工呼吸器を装着、ICUに入る等)の場合や、身体の欠損(歯を含む)・身体機能の喪失を伴う事故等を含む。**)

- 基本調査の実施主体 … 学校の設置者の指導・支援のもと、原則学校が実施
- 調査実施に当たっての留意事項・手順
- 関係する全教職員からの聴き取り … 調査開始から3日以内を目途に実施
- 事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取り、関係機関との協力等
- 情報の整理・**再発防止策の検討・報告** … 設置者は基本調査結果を都道府県等担当課に報告
事故等の原因が明らかで再発防止策を講じられると設置者が判断した時は、学校として再発防止策を検討し設置者に報告する。
都道府県担当課は年度ごとに取りまとめ、国の求めに応じ報告。都道府県等担当課は指針を踏まえた対応を設置者等に助言する。
- 基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり … **必要に応じて、学校の設置者も関わる**
被害児童生徒等の保護者への情報提供を行う際は正確な情報の伝達を心掛け、今後の調査についての意向を確認する。

《詳細調査への移行の判断》(P.30)

○ 移行の判断主体 … 学校の設置者（必要に応じて都道府県等担当課が支援・助言）

【詳細調査に移行すべき事案の考え方】少なくとも以下の場合には、詳細調査に移行する。

- ア) 当該学校の教育活動の中に事故の要因があると考えられる場合
 - ・ 事前の安全管理体制に十分でない点が認められる など
- イ) 事故発生直後の対応の中に適切ではない点が認められる場合
- ウ) 基本調査により、事故の要因が明らかとならず再発防止策が検討できない場合
- エ) 被害児童生徒等の保護者の要望がある場合
- オ) その他必要な場合

学校の設置者は移行の有無等を都道府県等担当課に報告。都道府県等担当課は基本調査の結果とともに国に報告する。なお、詳細調査に移行しない理由で不明な点がある場合には、学校の設置者に確認し、必要に応じて助言を行う。国も助言等支援する。

《詳細調査（学校事故対応の専門家などが参画した詳細調査委員会において行われる詳細な調査）》(P.32)

○ 詳細調査の実施主体 … 学校の設置者

私立・株式会社立学校の実施主体は、死亡事故等が発生した場合であって、学校法人の求めに応じ、必要と認められる際は、当該事故が発生した学校における教育の根幹に関わる重大事態であることに鑑み、都道府県等担当課が行うことができる。

○ 詳細調査委員会の設置 … 中立的な立場の外部専門家等が参画する詳細調査委員会とする。

○ 詳細調査委員会の構成等 … 学識経験者や医師、弁護士、学校事故対応の専門家等の専門的知識及び経験を有する者（対象となる事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者）。

国は必要に応じて学校の設置者等における詳細調査委員会の設置に支障がないよう助言等の支援を行う。

○ 詳細調査の計画・実施手順 … 以下の手順で情報収集・整理を進めることが想定される。

- ① 基本調査の確認
- ② 学校以外の関係機関への聴き取り
- ③ 状況に応じ、事故発生場所等の実地調査
- ④ 被害児童生徒等の保護者からの聴き取り

○ 被害児童生徒等の保護者からの聴き取りにおける留意事項 … 聞き取りは原則複数で行う

○ 事故に至る過程や原因の調査と再発防止・学校事故予防への提言

○ 報告書のとりまとめ … 詳細調査委員会は、調査結果を調査の実施主体に報告（公表は調査の実施主体）

調査結果について、詳細調査委員会又は学校の設置者は、被害児童生徒等の保護者に説明する。

6. 再発防止策の策定・実施 (P.37)

○ 詳細調査委員会の報告書等の活用 … 学校及び学校の設置者は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその実施状況について、適時適切に点検・評価する。

○ 詳細調査委員会の報告書等の国への提出 … 学校の設置者は、（市区町村立学校の場合は都道府県教育委員会、私立・株式会社立学校の場合は都道府県等担当課を通じて）国にも報告書を提出する。

○ 事故等の状況のとりまとめ … 都道府県等担当課は、毎年度、当該都道府県内の学校管理下で発生した事故等の基本調査及び詳細調査から、事故原因・傾向、再発防止策等の事故等の状況についてとりまとめ、当該都道府県内に周知し再発防止に努めるとともに、国に報告する。

指定都市教育委員会及び国立大学法人は、所管の学校の事故等の状況をとりまとめ、学校への周知、再発防止とともに、国に報告する。

○ 具体的、実践的な再発防止策の策定 … 学校又は学校の設置者は、報告書の提言を受けて、被害児童生徒等の保護者の意見も聴取するなどして策定し、マニュアル等にまとめ、その徹底を図る。

○ 再発防止策の継続 … 都道府県等担当課はこの取組状況を把握し、再発防止策の継続を働き掛ける。

○ 国における取組 … 全国の学校における事故等の発生状況、基本調査及び詳細調査の実施状況等を把握し、蓄積した事故情報等から、教訓とすべき点を整理して学校の設置者及び都道府県等担当課に周知する。

7. 被害児童生徒等の保護者への支援 (P.39)

○ 被害児童生徒等の保護者への関わり … 被害児童生徒等の保護者への丁寧な説明、継続的なサポート

○ 児童生徒等の心のケア … 組織的な支援が必要。教職員に対しても継続的な心のケアが必要

○ 災害共済給付の請求

○ 中立的立場で事故の対応を支援する「支援担当者」の設置 … 設置者が必要に応じて、被害児童生徒等の保護者と学校の双方にコミュニケーションを取ることができ、中立の立場で、被害児童生徒等の保護者と教職員、両者への支援を実施する支援担当者を設置する。（継続的な支援が必要になるため、複数人のチームで対応することも考えられる。）

指針の実効性・理解促進を図る取組

○ 指針の実効性を図るために ・学校、学校の設置者、都道府県等担当課向け取組確認用チェックリストを作成
・学校安全ポータルサイトに事故対応の各種様式等を掲載（予定）

○ 指針の理解促進を図るために ・指針の内容を補足するQ&Aを作成
・学校設置者（都道府県教育委員会等）の学校安全担当者を対象とした会議や説明会・学校向け研修会の実施、周知用資料等の作成・提供（予定）

■実践事例：学校・家庭・地域が一体となった食育推進の取組

熊谷市立妻沼小学校の実践（令和6年度埼玉県小・中学校等食育指導力向上授業研究協議会 開催校）

1 研究主題

学校、家庭、地域と連携した食育の推進～本物体験からの学びをとおして～

2 研究の概要

主題設定の理由

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものである。しかし、近年、子どもの偏った栄養摂取や不規則な食事などの食生活の乱れ、肥満や過度の痩身とともに、増加しつつある生活習慣病等が懸念されている。成長期にある子どもにとって、健全な食生活は健康な心身をはぐくむために欠かせないものであるとともに、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものである。

そうした状況を踏まえ、学校、家庭、地域が連携して、次代を担う子どもの食習慣の形成に努めるために上記の研究主題を設定した。

研究の仮説と手立て

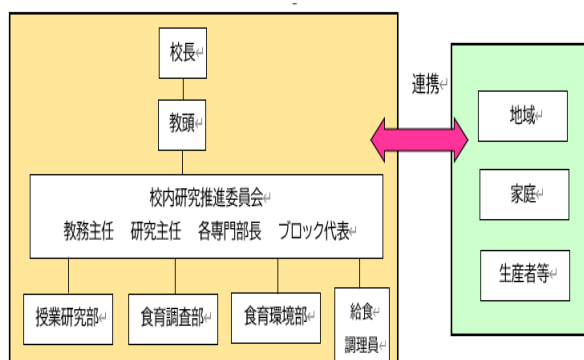
（1）研究主題に対する仮説

各学年の発達段階に応じた食に関する指導を行えば、食への関心が高まり、望ましい食習慣が身に付くであろう。

（2）仮説に対する手立て

- ①専門性を生かした授業の実践
- ②食への関心を高める環境の整備
- ③児童の食習慣の実態把握とその改善

研究組織図



研究構想図



実践 ～年間を通した食育の取組～

4月 ・夏野菜植え

5月 ・玉ねぎの収穫
・ジャガイモの収穫
・ホテル総料理長を招いての
献立作り

6月 ・サツマイモの苗植え
・田植え体験
・夏野菜の収穫(9月頃まで)
・大豆の種まき

10月 ・稲刈り
・脱穀体験
・サツマイモのツル切り、収穫

11月 ・収穫祭
・冬野菜植え
・大豆収穫
・豆腐作り

12月 ・ブロッコリー・カリフラワー・
白菜の収穫
・作った豆腐を使った
味噌汁作り

2月 ・味噌作り



前年度に植えたものを3年生が収穫する。高学年が手伝いに加わっている。



地元の福祉団体に協力してもらいながら田植えを行う。

1本1本手作業で植えるため、とても根気のいる作業だが、農業の大変さを、身をもって経験できている。



収穫したサツマイモや米を給食として提供している。米は給食室で炊飯し、1人1人がおにぎりを握って食べる。

また、これまでお世話になった方を「めぬまっ子大収穫祭」に招待して、一緒にいただく。



育てた大豆を収穫、殻剥き、選別して調理する。

専門家を招いて、味噌や豆腐を作り、できたものは家庭科の調理実習で使う食材や給食となる。

活動の結果が食材としてフィードバック！ 収穫した野菜はその日の給食で提供されることも！！



野菜の収穫

自校の調理室へ届ける

収穫した野菜を使った給食

児童が食物を栽培、収穫し、食べるという体験を通して生命のつながりを学ぶ教育を「エディブルエデュケーション」と言い、それを学校で取り組むことを「エディブルスクールヤード」と言う。本校では、以前からこの「エディブルスクールヤード」に取り組んでいる。



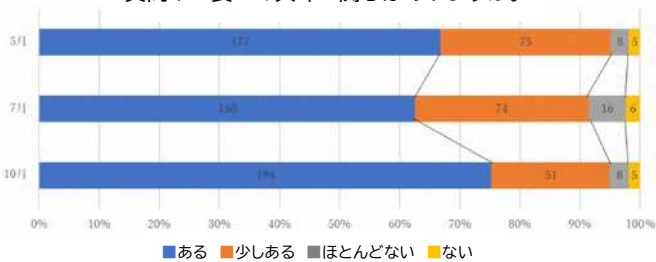
「令和5年度食育白書」

「令和5年度食育白書」が農林水産省から公表された。その51ページには、本校の食育の取組事例が「地域における食育教育・農業教育の取組」として紹介された。

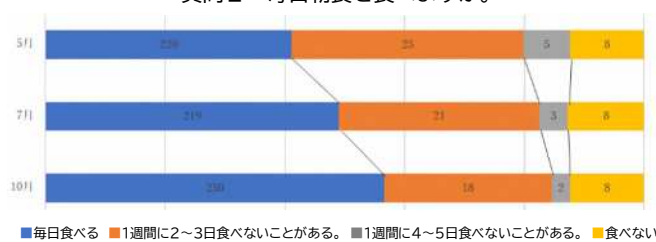
https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/r5_wpaper.html

実態調査の結果より

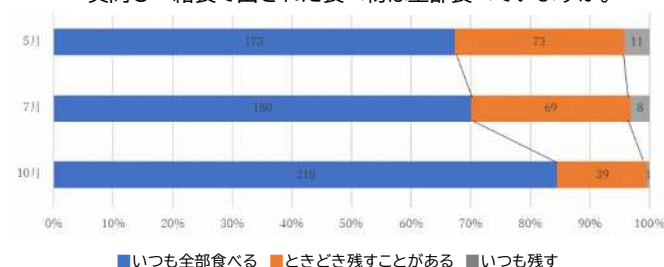
質問1 食への興味・関心はありますか。



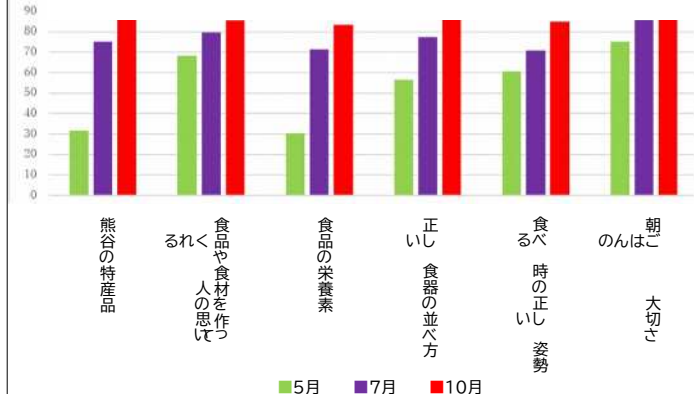
質問2 毎日朝食を食べますか。



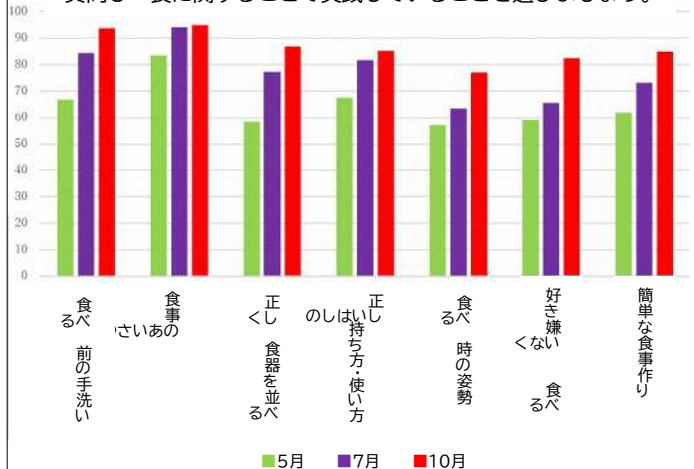
質問3 給食で出された食べ物は全部食べていますか。



質問4 食に関することで知っていることを選びましょう。



質問5 食に関することで実践していることを選びましょう。



研究の成果と今後の課題

【アンケートの結果から】

- 継続して指導をしてきた成果が、第1～3回アンケートで段階的に上昇する数値へと表れた。特に、質問4では「熊谷の特産品」や「食品の栄養素」等が飛躍的に向上し、児童に定着させることができた。
- 質問5から、手洗いや食器の並べ方など、指導内容を実践へと繋げることができ、児童に望ましい食習慣が身に付いたことがわかった。
- 質問2で、朝食を食べないと答えたのは特定の児童であり、数値に変化は表れなかった。個別指導や家庭へのアプローチを行うなどして100%を目指したい。

【成果】

- 地域の種苗店や農業、飲食業に携わる方と連携しながら多くの活動に取り組んだ。それにより活動内容に深まりをもたせることができたとともに、児童の知識を高めることもできた。
- 専門家をゲストティーチャーとして招いて授業を行ったり、自分で野菜を育てて食べたりする「本物体験」を充実させたことで、児童の食への意欲・関心を高めることができた。

【課題】

- 児童の食に対する考え方、捉え方の多様性を尊重しながら、指導を継続していく必要がある。その上で、児童が楽しんだり、意欲的な気持ちをもったりしながら、好ましい食習慣やマナーの定着を図りたい。
- アンケート結果で伸びの低い項目における家庭への啓発や、家庭の取組を学校へフィードバックする機会においては、まだ取組の余地があった。今後も児童の食への関心を高め、望ましい食習慣を身に付ける指導を粘り強く行っていく必要がある。